

個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について

個人情報の保護に関する法律第 5 1条及び同法施行令第 11条において、他の法令により事業者の監督権限に属する事務(報告徴収、検査、勧告等)が地方公共団体の長等の事務とされている場合は、当該地方公共団体の長等が法第 32条から第 34条までに規定する主務大臣の権限に属する事務(報告徴収、助言、勧告及び命令)を行うこととされています。

令第 11条の「他の法令」及び当該他の法令の規定に基づき地方公共団体の長等が主務大臣の権限に属する事務を行う事業者(法第 32条から第 34条までに規定する報告徴収、助言、勧告及び命令の対象となる事業者)の種別の数は次のとおりです。

1.概要

省 庁	法 令 数	対象事業者の種別数
警 察 庁	8	19
金 融 庁	10	21
総 務 省	2	10
財 務 省	1	2
文 部 科 学 省	6	22
厚 生 労 働 省	36	121
農 林 水 産 省	52	172
経 済 産 業 省	28	69
国 土 交 通 省	30	53
環 境 省	9	21
計	182	510
複数省庁共管による 重複を除いた計	163	468

2.具体的な法令及び対象事業者

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
警察庁	古物営業法	古物商、古物市場主、古物競りあつせん業者	
	質屋営業法	質屋	
	警備業法	警備業者	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	風俗営業者、都道府県風俗環境浄化協会	
	銃砲刀剣類所持等取締法	指定射撃場の設置者又は管理者、教習射撃場の設置者又は管理者、練習射撃場の設置者又は管理者、猟銃等保管業者	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	都道府県暴力追放運動推進センター	
	道路交通法	都道府県交通安全活動推進センター、指定車両移動保管機関、自動車教習所	
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	自動車運転代行業者	
金融庁	中小企業等協同組合法	火災共済協同組合	経済産業省
	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	厚生労働省
	信用保証協会法	信用保証協会	経済産業省
	農業協同組合法	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会、都道府県の区域未済の区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	農林水産省
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会	農林水産省

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
金融庁	水産業協同組合法	漁業協同組合 (都道府県の区域を超える区域を地区とする漁業協同組合を除く。)、漁業協同組合連合会 (都道府県の区域を超える漁業協同組合連合会を除く。)、水産加工業協同組合 (都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合を除く。)、水産加工業協同組合連合会 (都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合連合会を除く。)、共済水産業協同組合連合会 (都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。)、漁業生産組合	農林水産省
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	農林水産省
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	農林水産省
	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	国土交通省
	貸金業の規制等に関する法律	一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、貸金業協会	
総務省	行政書士法	行政書士事務所、行政書士法人、行政書士会、指定試験機関	
	公有地の拡大の推進に関する法律	土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団	国土交通省
財務省	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合、納税貯蓄組合連合会	
文部科学省	私立学校法	学校法人 (都道府県知事所轄)	
	学校教育法	私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、専修学校、各種学校、技能教育施設、無認可教育施設のうち専修学校・各種学校に類似するもの	
	社会教育法	社会教育関係団体、公民館設置者、公民館類似施設、図書館設置者	
	図書館法	私立図書館、図書館同種施設	
	博物館法	私立博物館、博物館相当施設	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
文部科学省	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	経済産業省、 国土交通省
厚生労働省	労働金庫法	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫	金融庁
	医療法	病院の開設者、診療所の開設者、助産所の開設者	
	看護師等の人材確保の促進に関する法律	都道府県ナースセンター	
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	施術所の開設者	
	柔道整復師法	施術所の開設者	
	歯科技工士法	歯科技工所の開設者	
	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	衛生検査所	
	薬事法	薬局の開設者、一般販売業者、卸売一般販売業者、薬種商販売業者、配置販売業者、特例販売業者	農林水産省
	国民健康保険法	国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合	
	介護保険法	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）施設サービスを担当する者 特定福祉用具を販売する者、住宅改修を行う者、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）施設サービスを行った者又はこれを使用する者	
	クリーニング業法	指定試験機関、クリーニング業を営む者	
	健康増進法	特定給食施設設置者	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
厚生労働省	社会福祉法	社会福祉法人、社会福祉事業を営業者(社会福祉法人を除く)、都道府県福祉人材センター、共同募金会	
	老人福祉法	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人居宅生活支援事業を行う者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、有料老人ホーム	
	児童福祉法	指定試験機関、指定居宅支援事業者、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業を行う者、児童福祉施設、認可を受けていない児童福祉施設	
	消費生活協同組合法	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	
	身体障害者福祉法	指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者、指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設又は指定特定身体障害者授産施設、身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行う者、身体障害者更生援護施設又は養成施設	
	水道法	都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者	
	生活保護法	保護施設	
	知的障害者福祉法	指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮、知的障害者居宅生活支援事業又は知的障害者相談支援事業を行う者	
	調理師法	指定届出受理機関、指定養成施設	
	美容師法	美容師養成施設、美容所の開設者、美容所	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
厚生労働省	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場経営者	
	理容師法	理容師養成施設、理容所の開設者、理容所	
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）、登録建築物清掃業者、登録建築物空気環境測定業者、登録建築物空気調和用ダクト清掃業者、登録建築物飲料水水質検査業者、登録建築物飲料水貯水槽清掃業者、登録排水管清掃業者、登録建築物ねずみ昆虫等防除業者、登録建築物環境衛生総合管理業者	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	シルバー人材センター、シルバー人材センター連合	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用支援センター、障害者就業 生活支援センター	
	職業能力開発促進法	職業訓練法人、都道府県職業能力開発協会、職業訓練を行う事業主	
	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センター	
	旅館業法	旅館業の経営者	
	公衆浴場法	浴場業を営む者	
	興行場法	興行場営業を営む者	
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業者、寡婦日常生活支援事業者	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業者	
	保健師助産師看護師法	指定准看護師養成所	
	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	指定検査機関	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
農林水産省	農業協同組合法	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会	金融庁
		都道府県の区域未満の区域を地区とする農事組合法人、都道府県農業協同組合中央会	
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	一の都道府県の区域を超えない地域を地区とする農業協同組合及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会	金融庁
	水産業協同組合法	漁業協同組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする漁業協同組合を除く）、漁業協同組合連合会（都道府県の区域を超える漁業協同組合連合会を除く）、水産加工業協同組合（都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合を除く）、水産加工業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする水産加工業協同組合連合会を除く）、共済水産業協同組合連合会（都道府県の区域を超える区域を地区とする共済水産業協同組合連合会を除く。）、漁業生産組合	金融庁
		都道府県の区域未満の区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会	
	中小漁業融資保証法	都道府県の区域を地区とする漁業信用基金協会	金融庁
	農業信用保証保険法	農業信用基金協会	金融庁
	薬事法	薬局の開設者、一般販売業者、卸売一般販売業者、薬種商販売業者、配置販売業者、特例販売業者	厚生労働省
林業労働力の確保の促進に関する法律	林業労働力確保支援センター		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
農林水産省	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	農林漁業体験民宿業団体	
	土地改良法	土地改良区、土地改良区連合、都道府県土地改良事業団体連合会	
	農業委員会等に関する法律	都道府県農業会議	
	農業経営基盤強化促進法	農地保有合理化法人	
	農業災害補償法	農業共済組合	
	森林組合法	都道府県の区域未満の区域を地区とする森林組合及び生産森林組合、都道府県の区域以内を地区とする森林組合連合会	
	卸売市場法	中央卸売市場卸売業者、中央卸売市場仲卸業者、中央卸売市場売買参加者、地方卸売市場開設者、地方卸売市場卸売業者	
	家畜商法	家畜商、家畜商になろうとする者	
	家畜取引法	家畜市場開設者、臨時市場開設者、地域家畜市場開設者、家畜取引を業とする者	
	漁業法	漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会	
	漁船損害等補償法	漁船保険組合	
	漁船法	漁船所有者、指定認定機関、指定検認機関	
	獣医療法	診療施設開設者、往診診療者及び往診診療の業務を行わせる者	
種苗法	種苗業者 (指定種苗の販売を業とする者)、指定種苗の生産を業とする者		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
農林水産省	主要農作物種子法	指定種子生産者、指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者、指定原種生産者、指定原原種生産者、指定原種生産者・指定原原種生産者に主要農作物の原種・原原種の生産を委託した者	
	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	農業を営む者、認定を受けた農業者	
	農住組合法	農住組合	国土交通省
	農薬取締法	農薬販売者	
	肥料取締法	生産業者、輸入業者、販売業者	
	遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業者、遊漁船業団体	
	輸出水産業の振興に関する法律	輸出水産業者、製造受託者	
	漁業災害補償法	漁業共済組合	
	持続的養殖生産確保法	漁業協同組合その他の漁業法に規定する区画漁業権（これを目的とする入漁権を含む。）を有する者	
	地力増進法	地力増進地域の農業者及びその組織する団体、地力増進地域の農業者	
	野菜生産出荷安定法	対象野菜を出荷する者	
	果樹農業振興特別措置法	果樹栽培農業者、指定法人及び都道府県法人、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行う者又はこれらの者の組織する法人	
	甘味資源特別措置法	甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
農林水産省	農産物価格安定法	かんしょ生切干、かんしょでん粉又はばれいしょでん粉の生産者	
	養鶏振興法	ふ化業者、住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にふ化場があるふ化業者、種卵を生産する者	
	養ほう振興法	養ほう業者	
	林業種苗法	生産事業者、配布事業者、森林所有者及びその他所有権以外の権原に基づき樹木の使用または収益をする者	
	家畜改良増殖法	家畜人工授精所、疾病その他やむを得ない事由によつて独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄の飼養者、家畜人工授精師、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しくは畜産関係者	
	牧野法	牧野管理規程を定めた牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者、保護牧野の所有者、管理者又は利用者	
	市民農園整備促進法	認定開設者	
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料等販売業者、飼料の使用者	
	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	都道府県青年農業者等育成センター	
	農業倉庫業法	都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会	
農業協同組合合併助成法	都道府県農業協同組合合併推進法人、農業協同組合		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	登録格付機関（その格付を行う区域が一の都道府県の区域を越えないものに限る）、品質表示基準が定められた農林物資の製造業者又は販売業者（表示に関する指導の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。）	
	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	酪農経営又は肉用牛経営を営む者、集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、造林その他の行為をしようとする者、酪農事業施設を新たに設置しようとする者、集約酪農地域の指定時に、既に酪農事業施設を設置している者（第13条第1項に基づく届出がされているものを除く）、集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設について、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第9条に基づく変更をしようとする者、指定地域の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者、農林水産大臣が新たに指定した指定地域の区域において、既に酪農事業施設を設置している者、集約酪農地域若しくは指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第11条に定める期間（1ヶ月）以上連続して休止する者、生乳等取引契約の当事者、都道府県肉用子牛価格安定基金協会、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者、農業協同組合又は農業協同組合連合会	
	畜産物の価格安定に関する法律	乳業者	
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者、処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者	
	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	生乳生産者団体、指定生乳生産者団体、乳製品の生産者、販売業者、又は輸入業者	
	肉用子牛生産安定等特別措置法	都道府県肉用子牛価格安定基金協会、肉用子牛の生産者、集荷業者若しくは販売業者（これらの者が直接又は間接の構成員となっている団体を含む。）	
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	都道府県緑化推進委員会		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
経済産業省	中小企業等協同組合法	火災共済組合協同組合	金融庁
		事業協同組合、事業協同小組合、事業協同組合連合会、企業組合、中小企業団体中央会	
	信用保証協会法	信用保証協会	金融庁
	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	文部科学省、 国土交通省
	割賦販売法	許可割賦販売業者、前払式特定取引業者	
	ガス事業法	ガス用品販売事業者	
	計量法	特定商品販売事業者及び輸入事業者、指定期検査機関、届出製造事業者、届出修理事業者、特定計量器販売事業者、特殊容器指定製造事業者、計量証明事業者、指定計量証明検査機関、特殊容器輸入者、計量士、計量器校正等事業者、適正計量管理事務所	
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者、会員契約代行者	
	採石法	採石業を行おうとする者、採石業者、採石法違反者	
	砂利採取法	砂利採取業者	国土交通省
	商工会議所法	商工会議所	
	商工会法	商工会、都道府県連合会	
	商店街振興組合法	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
経済産業省	新事業創出促進法	中核的支援機関	
	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗設置者	
	電気用品安全法	電気用品販売業者	
	武器等製造法	猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス販売業者、保安機関、充てん事業者、液化石油ガス器具等販売事業者、指定試験機関、特定液化石油ガス設備工事事業者	
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種特定製品引取業者」を含む。)、フロン類回収業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種フロン類回収業者」を含む。)、解体業者、破砕業者、情報管理センター	環境省
	水洗炭業に関する法律	水洗炭業者	
	中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合	
	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの	
	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業者	
	特定商取引に関する法律	訪問販売業者、連鎖販売業者、特定継続的役務提供者、業務提供誘引販売業者	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
経済産業省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業者	環境省
	火薬類取締法	指定試験機関	
	高圧ガス保安法	指定試験機関	
	消費生活用製品安全法	消費生活用製品販売事業者	
	家庭用品品質表示法	家庭用品販売業者 (卸売業者以外)	
国土交通省	不動産特定共同事業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む不動産特定共同事業者	金融庁
	公有地の拡大の推進に関する法律	土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団	総務省
	原子力災害対策特別措置法	原子力事業者	文部科学省、 経済産業省
	農住組合法	農住組合	農林水産省
	砂利採取法	砂利採取業者	経済産業省
	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	中心市街地整備推進機構	
	建設業法	建設業者	
宅地建物取引業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む宅地建物取引業者		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
国土交通省	積立式宅地建物販売業法	一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して事業を営む積立式宅地建物販売業者	
	旅行業法	第2種・第3種旅行業者、旅行業者代理業者、第2種・第3種旅行業者又は旅行業者代理業者が組織する団体（法第22条の2の旅行業協会を除く。）	
	通訳案内業法	通訳案内業者	
	屋外広告物法	屋外広告業者	
	建築士法	都道府県指定試験機関、建築士事務所	
	浄化槽法	浄化槽工事業者	
	地方住宅供給公社法	地方住宅供給公社	
	地方道路公社法	地方道路公社	
	駐車場法	路外駐車場管理者	
	都市再開発法	市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社	
	都市緑地保全法	緑地管理機構	
	土地区画整理法	土地区画整理組合、個人施行者	
	不動産の鑑定評価に関する法律	二以上の都道府県に事務所を設ける不動産鑑定業者以外の不動産鑑定業者、その事業が二以上の都道府県にわたる不動産鑑定士等の団体以外の不動産鑑定士等の団体	
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合、個人施行者		

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
国土交通省	幹線道路の沿道の整備に関する法律	沿道整備推進機構	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者	環境省
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者円滑入居賃貸住宅賃貸人、指定登録機関、認定事業者、終身賃貸事業者	
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備組合、個人施行者	
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、個人施行者、事業会社、防災街区整備推進機構	
	建築基準法	指定確認検査機関(都道府県知事指定)	
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	認定事業者	
	国際観光ホテル整備法	登録ホテル業者・登録旅館業者	
環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種特定製品引取業者」を含む。)、フロン類回収業者(17年1月1日以降、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の「第二種フロン類回収業者」を含む。)、解体業者、破砕業者、情報管理センター	経済産業省
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン類回収業者	経済産業省
	浄化槽法	浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関	

所管省庁	法 令	対 象 事 業 者 の 種 別	共管省庁
環境省	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者	国土交通省
	温泉法	温泉成分分析施設	
	自然公園法	指定認定機関(国定公園内)	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	都道府県地球温暖化防止活動推進センター	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設設置者、廃棄物処理センター	
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	認定事業者	

法令の制定、改正等により、本表は修正されることがある。

【 参 照 条 文 】

個人情報の保護に関する法律
(地方公共団体が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

個人情報の保護に関する法律施行令
(地方公共団体の長等が処理する事務)

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 (略)

3 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。

4 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。